

大阪、昭50不15、昭51.10.30

命 令 書

申立人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部協和機工支部

被申立人 Y 1

同 Y 2

同 株式会社三和機工 代表清算人 Y 2

主 文

- 1 被申立人株式会社三和機工は、申立人組合の組合員らに対して、同人らが株式会社協和機工を解雇された日から、改めて株式会社三和機工の清算が終了する日までの間、同人らが受けるはずであった賃金相当額（既に支払った金額を除き、年5分の割合による利息相当額を含む）を支払わなければならない。
- 2 被申立人株式会社三和機工は、申立人組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

申立人組合代表者あて

株式会社 三和機工代表者名

当社は、当社の前身である株式会社協和機工当時、貴組合を嫌悪し壊滅するために同社を解散し貴組合の組合員らを解雇するとともに、賃貸契約を解除して貴組合が使用していた組合事務所から貴組合の排除を図り、これと前後して当社を設立しました。

これらの行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であることを認めここに陳謝します。

- 3 申立人の被申立人 Y 1 及び同 Y 2 に対する申立ては、これを却下する。
- 4 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

1 認定した事実

(1) 当事者等

① 被申立人 Y 1（以下「Y 1」という）は、肩書地に住所を置き、申立外有限会社協和機工（以下「（有）協和機工」という）の取締役として父 B 1（当時、同人は代表取締役）とともに同社の経営に当たっていたが、病身であることから肩書地に一時身を引き、その後49年8月5日から同社の後身である申立外株式会社協和機工（以下「協和機工」という）の解散時まで同社の代表取締役として在任していた者である。

② 被申立人 Y 2（同人は Y 1 の弟、以下「Y 2」という）は、肩書地に住所を置き、48年8月、申立外株式会社栗田機械製作所（以下「栗田機械」という）技術部次長を辞して協和機工の取締役に就任し、更に49年3月から同年8月4日まで同社の代表取締役として在任していた者である。

そして後記認定のとおり、実質的に三和機工を経営し、同社が解散するとその代表清算人に就任した。

同人の陳述によれば、同社の清算終了登記後、同人は、一時三和エンジニアリングと称して事業を開始しようとしたがこれを果さず、本件審問終結時には人材銀行を通じ求職中である。

③ 被申立人株式会社三和機工（以下「三和機工」という）は、肩書地に事務所及び工場を置き、49年9月9日、資本金300万円で設立され、協和機工と同様、金属製品の製造販売を業としていたが、51年5月31日に解散し、翌6月16日清算終了の登記をしている。

なお、同社の代表取締役 B 2（以下「B 2」という）は、従来から板金業を営み、協和機工へも出入りしていた。

- ④ 協和機工は、解散前、大阪市港区田中2丁目6番25号に事務所及び工場を存し、49年3月（有）協和機工を組織変更したもので、資本金500万円、従業員は盛業時約10名であった。

そして代表取締役や取締役には、Y1、Y2ら近親者が就任し、経理事務をY2の妻C1に担当させ、また従業員中約半数がY2らの親戚縁者であった。

- ⑤ 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合大阪地方本部協和機工支部（以下「組合」という）は、協和機工の従業員3名（本件審問終結時）で組織された労働組合である。

(2) 協和機工における労使関係等

- ① （有）協和機工は、金属製品の製造・販売を業とし、旋盤、フライス盤、ボール盤等の機械設備を有していたが、48年末に至り、Y2は申立外広田機械株式会社（以下「広田機械」という）から新鋭機械を購入した。普通の旋盤で加工した場合には所要時間が2～3時間であるのに、この新鋭機械によると所要時間は2～3分間である。

49年5月ごろの協和機工の取引先及び取引額の割合は栗田機械約65%、申立外甲南電機株式会社その他約35%で、同年6～7月ごろは、これら取引先からの受注はほぼ順調に推移していた。

後記組合結成前の同年6月上旬ごろ、前記のとおり代表取締役であったY2は、協和機工の従業員らに対して、㊦新工場用地を探している、㊧協和機工を港区のモデル工場にする、㊨1,800万円前後の機械を同年8月ごろに設置する旨その抱負を述べていた。

- ② 前記のとおり、協和機工の従業員はY2の親戚縁者が約半数を占めていたが、これら従業員と他の一般従業員との間には、例えば同じ過失をしても親戚縁者である従業員であれば見過し、一般従業員であれば叱責するというような差別取扱いが行われていたこともあって、49年6月15日、4名の従業員によって組合が結成された。

- ③ 結成直後、組合は、協和機工の工場に隣接していた同社の従業員寮に居住していたC2、C3ら3名に対して組合加入を呼びかけていたところ、Y2は突然上記C2ら

3名を、通勤時間が1時間以上も余計に必要な東大阪市のY2の自宅へ転居させた。

この転居について、当該従業員らは同僚の従業員らに対して、通勤時間が多くなり自由な時間が少なくなったと不満をもらしていた。

- ④ 同年7月中旬ごろ、協和機工の下請会社である申立外中下鉄工所の経営者C4（同人はかつて協和機工の従業員であったが、その後、同社の下請会社として独立した）は、同鉄工所の従業員C5（同人は、組合の副執行委員長であるA1（以下「A1」という）の弟）に対して、「Y2から『協和機工で組合が結成された。仕事が止るかも知れない』と聞かされた」と述べた。

そして同月下切ごろから、協和機工は、Y2の親戚縁者である従業員らに下請会社へ原材料を運搬させるなどして外部へ大量に発注したので、同社従業員らが生活を維持するために行っていた時間外労働は減少した。なお、この下請会社への原材料の運搬は、従来A1が当たっていたものであった。

- ⑤ 同年8月6日、組合は協和機工に対して、時間外手当が減少し生活が困難であるとして賃上げを要求した。

組合が要求内容について説明したところ、Y2は、よく検討し次回の団体交渉において回答する旨述べた。

同月10日に行われた団体交渉において、Y1は組合に対して、Y2は協和機工を退社し、自分が代表取締役就任した旨告げるとともに、賃上げ要求についてはゼロ回答をした。

なお、この代表取締役の交替は同月5日に行われていたが、組合には一切知らされていなかった。また、Y1は、家族を同人の妻の郷里に残し、単身で来阪しており、十分な健康状態ではなかった。

(3) 協和機工の解散

- ① 協和機工は、49年8月15日から4日間の盆休暇に入った。

休暇明けの19日、従業員らが出社したところ、工場に設置されていた前記新鋭機械を含む旋盤、フライス盤、ボール盤等高性能の主要機械類14台中11台及び工具類が姿

を消していた。このため仕事の出来高は主要機械類搬出前の3分の1程度に減少した。

同月22日開催の団体交渉において、前記賃上げ要求は月額22,000円のアップで妥結した。この席上組合は、主要機械類が工場から姿を消したことについてY1に尋ねたが、同人は明確に答えなかった。

組合は、組合員の労働条件、企業計画等を変更する場合には事前に組合と協議することになっていたことを無視したとしてY1を追及した。

- ② 9月10日ごろ、協和機工は工具類一式などを数回にわたり購入したになっていた。

しかし、これらの工具類は同社にはすでに揃っていたものであり、同社に納品されたことはなかった。

- ③ 9月19日朝、Y1は全従業員に対して、同月17日、約束手形の不渡りを出した。明20日をもって工場を閉鎖し、全員解雇する旨述べた。

同日昼ごろ開催された団体交渉の席上、組合はY1に対して、協和機工の経理状況及び主要機械類等の搬出について尋ねた。

Y1は、広田機械から購入した主要機械類については同社に所有権が留保されていたものもあり、未払金との相殺及び損料ということで同社に引き渡した旨述べるだけでそれらの金額など十分な説明をしなかった。

組合が早速主要機械について広田機械へ照会したところ、広田機械は、新鋭機械は即日岡山方面へ売却した、その他の機械も処分した旨答えた。

Y1は、同月20日予定されていた団体交渉において、組合に対し、搬出機械類の契約書等を公開する旨約束していたが、同日の団体交渉には出席しなかった。なお、同月中旬ごろにも協和機工は前記のように下請会社へ原材料を運搬するなどして発注していた。

- ④ 組合は、Y1から「協和機工の債権者が近日中に残存する機械類を取りに来る」と聞かされていたため、9月21日の団体交渉において、会社を再建するには機械が必要であるとして、同人から前記搬出された主要機械類より低性能の残存機械類、栗田機

械ほか3社の売掛金未収分約200万円並びに「工場の建物、敷地の賃借権を譲渡する、なお今後は企業再建のため最大の努力を行うことを確認する」旨記載された譲渡証を受け取ると同時に、翌22日の団体交渉において搬出機械類などについて詳細な説明を聞くことにした。

- ⑤ しかるにY1は、団体交渉を組合に約束しながら、翌22日から姿を消し、同月末ごろ組合員に解雇通知を郵送した後、行方不明となったので、組合は、会社再建についてY1と団体交渉をもつべく、その所在を探したが、本件申立て直前ごろまで探知することができなかった。

Y1の所在を探していた組合に対して、同年12月2日、協和機工の敷地、社屋の所有者から、協和機工との間に締結していた賃貸借契約を解除したことを理由に大阪地方裁判所へ上記土地等の明渡請求がなされ、事の重大さに驚いた組合が調査した結果、協和機工は、同年10月10日解散し、同年12月10日清算終了していることを知り、Y2及びY1に対して本件申立てをなしたものである。

なお、組合事務所は、協和機工の上記敷地内に所在している。

- ⑥ また、組合員を除く従業員については、前記主要機械が般出される盆休暇前、Y2の家に転居していたC2ら3名が、また盆休暇過ぎにはC1が、それぞれ協和機工を退職した。更に、翌9月20日ごろには従業員C6（同人はY2の義兄、以下「C6」という）が、郷里へ帰るとの理由で同人の息子であるC7とともに同社を退職した。

(4) 三和機工の設立及び解散

- ① 49年8月上旬、Y2とB2は、三和機工の設立について談合した。

B2は、Y2に三和機工の役員に就任することを奨めたが、Y2は組合とのこともあるのでと言ってこれを断わった。

同年9月9日、三和機工が設立され、B2は、80万円を出資して代表取締役役に就任し、残り220万円を他の7名が出資した。そしてY2は、同社の技術面、営業面等の日常業務を処理したほか、後記のように同社の債務に連帯保証人となり、加えて自宅を担保に供するなど同社の経営を担っていた。

三和機工に設置されていた機械類は、協和機工から広田機械へ引き渡されていたものであり、また、経理事務担当者としてC1が勤務し、郷里へ帰ると言って協和機工を退職したC6がその退職前後に門真市に自宅を購入しC2らとともに従業員として勤務していた。

そして前記のとおり、三和機工は協和機工と同業種であり、かつ、取引先も栗田機械等協和機工のころと殆んど同じであった。

③ 50年2月ごろ、Y2は、B2には協和機工当時の同社の債務があることを認め、三和機工が営業資金400万円を借入れるに際し連帯保証人となり、更に自らの家屋を担保に提供した。

④ なお、本件第4回審問が行われたころ、組合は、前記経過による三和機工の設立を知ったので、同社を被申立人として当事者追加の申立てを行い、当委員会はこの申立てを認めた。

⑤ 50年上半期ごろ、三和機工は従業員約10名を擁していたが、翌51年1月ごろから受注量が減少し、従業員も3名になり、同年5月には2回目の不渡りを出すに至った。

これと前後して、同社の営業資金の調達も不首尾に終り、同月31日の株主総会で解散を決議し、同日、Y2が代表清算人に就任し、翌6月16日清算終了してその旨登記を行った。

2 判 断

(1) 組合結成後の協和機工の労使関係等をみると、前記認定のとおり、①組合が未加入者3名に対して加入を呼びかけていたところ、Y2は、それら未加入者をその意思に反して通勤上不便なY2の自宅へ転居させたこと、②Y2は、下請会社の経営者に「組合が結成された。仕事が止るかも知れない」と述べたこと、③組合が結成されるや、故意に下請会社へ大量発注し、組合員らの時間外労働を減少させ、同人らを経済的に困難ならしめようとしたこと、などの諸事実が認められ、協和機工ないしY2が組合を嫌悪していたことは明らかである。

(2) ところで、協和機工の解散、三和機工の設立の経緯についてみると、

- ① 49年8月上旬、Y 2に替ってY 1が代表取締役役に就任すると、Y 2の家へ転居していたC 2ら3名が盆休暇前に退職した。そして、この休暇中に協和機工の主要機械類が搬出され、休暇過ぎにはC 1が退職している。そして他方では、同月上旬にY 2とB 2は三和機工の設立について談合しているのである。

翌9月20日、Y 1は約束手形が不渡りになったとして従業員の解雇と協和機工の閉鎖を発表する。

また同じころC 6は、帰郷すると言って退職したが、実はこのころ、門真市に自宅を購入し、後に前記C 2ら3名及びC 1とともに三和機工へ就職しているのである。

三和機工の設立及びY 2、C 6らの同社への就職は、もちろん組合へは知らされずに行われていたものであり、C 6の場合は明らかに組合を欺くための言動としか考えられない。

更に、協和機工解散の約1カ月前から数回にわたって、同社には既に揃っていた工具類一式が協和機工名義で購入されたことになっており、これは三和機工の業務上必要であったものと推認されるのである。

- ② 加えてY 1及びY 2は、その証言において、互いに三和機工の設立又は協和機工の機械類の搬出、解散等については一切不知と陳述しているが、㊶協和機工から主要機械類が搬出されたころにはC 1が同社に在職したこと、㊷組合員らの帰郷中に主要機械類が搬出され、組合員らが知らない間に広田機械を経て三和機工へ搬入されていたこと、㊸Y 2は協和機工の清算人であったこと、などの事実経過からみると、両名は意思相通じて協和機工の解散、三和機工の設立を策したと考えざるを得ず、病气勝ちのY 1が単身で来阪した目的もまた、上記にあったと推認されるのである。

- ③ 49年9月9日、三和機工が設立されたが、Y 2の証言にもあるように同人がいなければ同社は設立されなかったと推測されるのである。

- ④ 加えてY 2は、B 2との話合いによって、三和機工の営業資金400万円を借入れるために、自ら連帯保証人となったほか、自らの家屋をも担保として提供している。

このような行為は一従業員としてのものとは到底考えられず、三和機工の資本金300

万円、うちB2の出資額が80万円であることと併せ考えると、Y2が実質的な経営責任者であると認められる。

- ⑤ 以上の諸事実を総合してみると、三和機工は法人格こそ違え、その事業内容、機械類及び取引先は協和機工当時と殆んど同じであり、またC1、C2らも従業員として勤務しているのであって、従業員らから組合員らか除外された以外はその実態は協和機工当時とほぼ変わりかない。

したがって、協和機工が行った組合に対する支配介入、組合員の解雇の責任について、法人格が異なることを理由に三和機工の当事者適格を否定することはできないものと判断する。

また、同社は、51年5月31日に解散し、翌6月16日に清算を結了したものとして登記されているか、本件が当委員会に係属している以上、清算結了したものとは認め難く、なお清算法人として存続していると考えるのが相当である。

したがって、清算法人たる株式会社三和機工は、本件の責めを負わなければならないものと判断する。

- (3) なお、49年9月21日に協和機工から組合へ譲渡された残存機械類、栗田機械ほか3社の売掛金未収分(約200万円)等のうち、残存機械類は前記認定のとおり同社を再建するために組合が留置したものであり、それも主要機械としては3台だけで、他は低性能の機械類であったことが認められる。

組合へ機械類を譲渡したと言うもののその実は組合が会社再建のために、同社の債権者らから機械類を守るための形式的手続きに過ぎないのであり、譲渡書と称する書面でY1が会社再建を約していることからみてもその機械類を同社又は同社の債権者等に処分させないための一時的な管理と考えるのが相当である。したがって、売上金の譲渡については貸金債権に充当されていると推認されるけれども、機械類を譲渡したものは認め難い。

また、本件審問中において、その評価額は「売却するとしてもくず鉄同然」との趣旨の陳述が認められるだけで、Y1が最終陳述書において述べるような評価額は全く立証

されていない。

更に、Y 1はその最終陳述書において、組合員らの暴力ざたを述べているが、本件審問の全過程からみて、当該事実について何らの疎明もないので、採用することはできない。

(4) 以上要するに

①協和機工は組合を嫌悪し、組合員らを企業外へ放逐するために同人らを解雇し、更に同社を解散した、②そしてY 1及びY 2は、B 2の協力を得て、実質的には協和機工と同じである三和機工を設立し、非組合員を雇入れて事業を継続したものと認めるのが相当であって、これら一連の行為は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

(5) また、協和機工当時の組合事務所については、協和機工が同社の敷地、建物の所有者との間に締結されていた賃貸契約を解除し、そのために所有者から組合に対して同事務所の明渡請求かなされたものである。ところで、この契約解除は、前記判断から明らかのように、組合員らを協和機工から放逐することを目的としてなされた同社解散と軌を一にするものであって、この協和機工の措置が組合の弱体化ないしは壊滅を企図したものであることは明白であり、組合運営に対する支配介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

(6) なお組合は、Y 1及びY 2をも被申立人として申立てているが、同人らを被申立人として認めるに足る疎明がないので、上記申立てを認容することはできない。

また、企業再開を求める点については、三和機工の解散が前記認定によって明らかなおり不当労働行為意思に基づくものではないこと並びに現行法制度上、企業再開まで命じることはできないことからみて、上記申立ては棄却せざるを得ない。

更に、組合事務所を含め組合員らに対する協和機工の元の敷地及び社屋からの立退き要求の中止を求める点については、前記認定の民事訴訟を通じて解決されるべきものであり、また組合が被った損害に対する補償を求める申立てについては、当委員会の判断になじまないものであって、いずれの申立ても棄却せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づいて、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条によって主文のとおり命令する。

昭和51年10月30日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎